

第 107 期 計 算 書 類
第 107 期 事 業 報 告
第 107 期 附 屬 明 細 書
第 107 期 連 結 計 算 書 類

〔 2 0 1 7 年 4 月 1 日 か ら
2 0 1 8 年 3 月 3 1 日 ま で 〕

株式会社 **広島銀行**

第107期計算書類・第107期事業報告・第107期附属明細書・第107期連結計算書類は以下の通りであります。

2018年5月10日

株式会社 広島銀行

取締役頭取 池田晃治



目 次

監査報告書

計算書類

第 1 貸 借 対 照 表

第 2 損 益 計 算 書

第 3 株主資本等変動計算書

事業報告

附属明細書

連結計算書類

第 1 連結計算書類の作成方針

第 2 連 結 貸 借 対 照 表

第 3 連 結 損 益 計 算 書

第 4 連結株主資本等変動計算書

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のようにして、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月7日

株式会社 広島銀行 監査役会

常任監査役（常勤）

水谷泰之



常任監査役（常勤）

岸山仁二



社外監査役

武守康年



社外監査役

高橋義昇



社外監査役

青木正子



監査報告書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 107 期事業年度の取締役の職務の執行について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。これらの監査の実施状況及び結果については、適宜監査役会に報告をし、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、適正な監査意見の形成に努めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 7 日

株式会社 広島銀行

常任監査役（常勤）

水谷泰之



監査報告書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 107 期事業年度の取締役の職務の執行について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。これらの監査の実施状況及び結果については、適宜監査役会に報告をし、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、適正な監査意見の形成に努めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 7 日

株式会社 広島銀行

常任監査役（常勤）

片山仁二

監査報告書

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会に出席し、常任監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受け、支店においても業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及び監査役会等においてその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月7日

株式会社 広島銀行

社外監査役

武井 康年



監査報告書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 107 期事業年度の取締役の職務の執行について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会に出席し、常任監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受け、支店においても業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及び監査役会等においてその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明求めました。

以上のことと基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 7 日

株式会社 広島銀行

社外監査役

高橋義則



監査報告書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 107 期事業年度の取締役の職務の執行について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会に出席し、常任監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受け、支店においても業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及び監査役会等においてその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明求めました。

以上のことと、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 7 日

株式会社 広島銀行

社外監査役

吉田正子



独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 7 日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

高山祐三

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

森本洋平

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大江友樹

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社広島銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

高山裕三
森本洋平
大江友樹

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社広島銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第 107 期 計 算 書 類

〔 2 0 1 7 年 4 月 1 日 か ら
2 0 1 8 年 3 月 3 1 日 ま で 〕

第107期末（2018年3月31日現在）貸借対照表

(単位: 百万円)

第107期 [2017年4月1日から
2018年3月31日まで] 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常利益	122,437
利息収用	77,768
利息配当	61,051
利息支取	15,056
利息支取	359
利息支取	371
利息支取	72
利息支取	857
利息支取	178
利息支取	25,183
利息支取	7,542
利息支取	17,641
利息支取	343
利息支取	216
利息支取	127
利息支取	4,336
利息支取	2,005
利息支取	2,331
利息支取	0
利息支取	14,627
利息支取	88
利息支取	13
利息支取	6,495
利息支取	8,029
利息支取	84,443
利息支取	9,477
利息支取	2,756
利息支取	110
利息支取	△ 3
利息支取	1,857
利息支取	1,080
利息支取	611
利息支取	177
利息支取	1,730
利息支取	1,155
利息支取	9,889
利息支取	2,777
利息支取	7,111
利息支取	4,691
利息支取	4,642
利息支取	46
利息支取	2
利息支取	55,740
利息支取	4,644
利息支取	207
利息支取	154
利息支取	1
利息支取	4,280
利息支取	37,994
利息支取	0
利息支取	861
利息支取	107
利息支取	0
利息支取	753
利息支取	9,700
利息支取	399
利息支取	37,134
利息支取	10,099
利息支取	27,034

第107期

〔 2017年4月1日から
2018年3月31日まで 〕

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本										自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金							
当期首残高	54,573	30,634	108	30,742	40,153	209,604	30,400	280,157	△ 423			365,050
当期変動額												
剰余金の配当									△ 6,242	△ 6,242		△ 6,242
別途積立金の積立							24,000	△ 24,000		—		—
当期純利益									27,034	27,034		27,034
自己株式の取得											△ 855	△ 855
自己株式の処分				2	2						32	35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計	—	—	2	2	—	24,000	△ 3,208	20,791	△ 822	19,972		
当期末残高	54,573	30,634	111	30,745	40,153	233,604	27,191	300,948	△ 1,246	385,022		

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	39,486	△ 512	27,763	66,738	322	432,110
当期変動額						
剰余金の配当						△ 6,242
別途積立金の積立						—
当期純利益						27,034
自己株式の取得						△ 855
自己株式の処分						35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	8,900	△ 34	—	8,866	△ 14	8,851
当期変動額合計	8,900	△ 34	—	8,866	△ 14	28,824
当期末残高	48,387	△ 547	27,763	75,604	308	460,934

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	22年～50年
そ　の　他	3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年・10年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,536百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　　： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

(6) 株式給付引当金

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への当行株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(7) 本店建替損失引当金

本店建替損失引当金は、当行の本店建替に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積った建替関連の損失見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております。これをもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（信託を通じて自社の株式を交付する取引）

信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結計算書類「追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 15, 562百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1, 495百万円、延滞債権額は50, 895百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2, 876百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13, 923百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69, 189百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27, 359百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 848, 175百万円

その他資産 86百万円

担保資産に対応する債務

預金 1, 488百万円

売現先勘定 111, 329百万円

債券貸借取引受入担保金 262, 859百万円

借用金 551, 236百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券5, 013百万円及びその他の資産48, 888百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金2, 293百万円及び先物取引差入証拠金1, 101百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替等の額面金額は、該当ありません。

8. 現先取引に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは343百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,749,508百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,669,757百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,184百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 50,515百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 12,779百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は39,647百万円であります。
15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託17,711百万円であります。
16. 関係会社に対する金銭債権総額 32,862百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 19,161百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	1,352百万円
役務取引等に係る収益総額	704百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	47百万円
2. 「その他の経常収益」には投資損失引当金戻入益4,901百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失4,160百万円を含んでおります。
4. 関連当事者との取引に関する事項

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ひろぎん保証株式会社	所有直接 100.00%	各種ローンの被債務保証取引 役員の兼任	ローン債権に対する被債務保証(注)	839,148	-	-

(注) 保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,025	1,950	1,525	1,449	(注) 1、2
合計	1,025	1,950	1,525	1,449	

(注) 1. 2017年6月28日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。

2. 自己株式数の増加は役員報酬B I P信託による市場買付1,936千株（株式併合前）、単元未満株式の買取12千株（株式併合前10千株、株式併合後1千株）、株式併合に伴う端数株式の買取1千株によるものであり、減少は株式併合による減少1,446千株、新株予約権の権利行使による譲渡77千株（株式併合前）、単元未満株式の買増請求1千株（株式併合前1千株、株式併合後0千株）によるものであります。

役員報酬B I P信託が所有する当行株式は、当事業年度末株式数に968千株含まれております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2018年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△3

2. 満期保有目的の債券（2018年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2018年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
出資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	12,990
関連法人等株式	414
出資金	2,158
合計	15,562

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2018年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株式	119,558	45,888	73,669
	債券	701,291	694,738	6,552
	国債	445,288	442,539	2,749
	地方債	96,230	94,889	1,340
	社債	159,772	157,309	2,463
	その他	85,513	80,938	4,574
	小計	906,362	821,565	84,797
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	13,885	16,396	△2,511
	債券	121,400	121,862	△462
	国債	40,982	41,103	△121
	地方債	25,193	25,259	△65
	社債	55,223	55,499	△275
	その他	332,639	345,354	△12,714
	小計	467,925	483,613	△15,688
合計		1,374,288	1,305,179	69,109

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	4,072
その他	2,157
合計	6,229

(*1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(*2) 当事業年度における非上場株式の減損処理額は、1百万円であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,501	2,019	154
債券	31,122	227	10
国債	25,870	215	—
地方債	3,910	9	8
社債	1,342	2	1
その他	192,226	6,580	4,632
合計	231,850	8,827	4,797

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、46百万円（うち、債券46百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2018年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の (百万円)	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの (百万円)
その他の金銭 の信託	156	156	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	14,541百万円
有価証券評価損	747百万円
減価償却	1,856百万円
その他	4,496百万円
繰延税金資産小計	21,642百万円
評価性引当額	△ 949百万円
繰延税金資産合計	20,692百万円
繰延税金負債	
退職給付引当金	△ 6,554百万円
退職給付信託設定益・解除益	△ 691百万円
その他有価証券評価差額金	△ 20,721百万円
繰延税金負債合計	△ 27,967百万円
繰延税金資産(△負債)の純額	△ 7,274百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,480円24銭
1株当たりの当期純利益金額	86円74銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	86円63銭

(注) 1. 2017年6月28日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。(1株当たり情報)は、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76131口)が所有している当行株式については、計算書類において自己株式として会計処理しているため、1株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は968千株、期中平均株式数は485千株であります。

第 107 期 事 業 報 告

〔 2 0 1 7 年 4 月 1 日 か ら
2 0 1 8 年 3 月 3 1 日 ま で 〕

第107期 [2017年4月1日から
2018年3月31日まで] 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当行は、広島県に本店を置き、隣接する岡山県、山口県、愛媛県を含めた4県を中心とする地域の金融機関として、充実したネットワークを活かし、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務に加え、投資信託や保険商品の窓口販売業務などの総合金融サービスを提供しております。

〔金融経済環境〕

2017年度のわが国経済は、海外経済の回復などを背景に輸出や生産が堅調に推移しました。また、雇用・所得環境の改善が続くなかったり、個人消費が持ち直したほか、設備投資が堅調に推移するなど、全体として緩やかな回復基調が続きました。ただし、年度末にかけては、米国の政策動向や金融市場の変動を受けて、先行き不透明感が強まりました。

当地方の経済は、主力の自動車等を中心に輸出が堅調に推移したほか、生産活動が持ち直しました。また、設備投資が高い伸びとなったほか、雇用・所得環境の改善が続くなかったり個人消費が底堅さを増すなど、全体として景気は緩やかに回復しました。

金融面では、日本銀行によるマイナス金利政策が維持されるなか、短期金利、長期金利ともに0%近傍で推移しました。

〔事業の経過及び成果〕

このような金融経済環境の下、当行は、「地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのあるくひろぎんグループ」を構築する」という経営ビジョンの実現に向け、2017年度から2021年度までの5年間を計画期間とする「中期計画2017」をスタートさせ、お客さまニーズを起点とした付加価値営業の強化に努めてまいりました。

〔商品・サービス〕

バンキング業務では、全国初となる「震災時元本免除特約付き融資」、「くひろぎん」健康経営サポートローン」等の定性分析に基づくコンサルティング型融資商品の提供などに取組強化いたしました。また、「船舶ファイナンス部」を新設し、瀬戸内海事クラスターの一員として、地場産業である造船・海運業の持続的成長・発展に貢献できる体制を構築いたしました。

お客さまの資産形成に資するアセットマネジメント業務では、ひろぎん証券を完全子会社化し、ひろぎんグループ一員となりお客さまニーズや真の顧客利益に適う商品・サービスを提供するとともに、金融商品仲介口座数及び預り資産残高の積上げに努めました。また、遺言代用信託など相続・贈与を切り口としたシニア層向けビジネスに取組強化するとともに、法人才一人の事業承継ニーズに応える事業保険の獲得などに努めました。

〔店舗及び店舗外現金自動設備〕

店舗につきましては、2017年12月に、庚午支店を新築オープンしたほか、「次世代を見据えた店舗改革の先駆けとなる革新的な店舗」をコンセプトとして、先進的な装備や地方創生に繋がる情報発信機能を取り入れた八丁堀支店を移転オープンしました。また、本店ビルの現地建替えに伴い、2018年2月に本店営業部を仮店舗に移転しております。

店舗外現金自動設備（店舗外ATM）につきましては、期中13ヵ所に新設した一方で5ヵ所廃止し、期末現在で329ヵ所に設置しております。なお、「コンビニATMサービス」として共同利用できる店舗外現金自動設備は、期中1,262ヵ所増加し、期末現在で全国48,506ヵ所（うち広島県内1,124ヵ所）となりました。

〔社会貢献活動などのCSRへの取組み〕

当行従事者による地域清掃活動や地域イベントへの参加、「キッズ・マネースクール」・「職場体験学習」等の金融教育支援を実施し、地域社会の一員として、コミュニティ活動やボランティア活動にも積極的に取り組んでおります。

以上のように、株主及びお取引先の皆さま方の力強いご支援のもと、ひろぎんグループ全従事者が一丸となって収益基盤の強化に努めました結果、次のような業績を収めることができました。

(預金)

預金は、地域に密着した地道な営業活動に努めた結果、個人預金・法人預金がともに大きく増加し、期中1,910億円増加して、期末残高は7兆1,834億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、地元のお取引先の資金ニーズに積極的にお応えした結果、期中2,472億円増加して、期末残高は5兆8,523億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、市場動向に配意した運用に努めました結果、国債が減少したことを主因に、期中3,716億円減少して、期末残高は1兆3,934億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、資本取引が増加したことを主因に、前期比36億56百万ドル増加して、220億67百万ドルとなりました。

(損益状況)

損益につきましては、資金の効率的な運用・調達、役務取引の推進、経営全般に亘る合理化に鋭意努め、収益力の強化を図ることはもとより、お取引先への経営改善支援を強化するなど、与信管理の徹底等を図りました結果、経常利益は、前期比52億37百万円減少して379億94百万円、当期純利益は、前期比29億55百万円減少して270億34百万円となりました。なお、連結ベースの経常利益は、前年度比99億88百万円減少して350億98百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比53億98百万円減少して258億9百万円となりました。

[当行の対処すべき課題]

2017年度の当行の業績は、10期ぶりとなる貸出金利息収入の増加やアセットマネジメント業務収益の増加などがあったものの、有価証券関係損益の減少などにより、当期純利益は前年比29億円減益の270億円となりました。

また、地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口や事業所数の減少が進む中で、低金利環境の長期化や他金融機関に加え業種を越えた競争が激化するなど、これまで経験したことのないほどの厳しい状況を迎えております。

このような状況の下、「中期計画2017」の2年目である2018年度においては、当行グループの総力を結集し、現在進めている構造改革をさらに推し進めるとともに、お客さまのニーズにお応えする付加価値の高いソリューションを提供することにより、地域のお客さまと共に成長を続ける「総合金融サービスグループ」を目指してまいります。

特に、お客さまの資産形成に資するアセットマネジメント業務分野においては、ひろぎん証券との連携強化などを通じて、これまで以上にお客さま本位の業務運営を実践してまいります。

また、新たなデジタル技術の活用によりお客さまの利便性向上を図るなど、FinTech分野への取組みも積極的に進めてまいります。

加えて、働き方改革の実践により、一人ひとりの労働生産性の向上及びワークライフバランスの実現を図るとともに、女性の活躍に向けた取組みの強化や高度な専門性を有した人材の採用など、ダイバーシティの推進にも積極的に取組んでまいります。

さらに、マネー・ローンダリング対策や振り込め詐欺未然防止への取組みなど、お客さま保護に努めていくとともに、社会貢献や環境保全などのCSRに関するあらゆる面で積極的行動し、地域における存在価値を一層高めてまいります。

2018年度は、当行にとって創業140周年の応答年として重要な節目の年となります。これまで当行を支えてくださった地域のお客さまへの感謝の気持ちを忘れず、全てのステークホルダーから信頼される、頼りがいのあるくひろぎんグループを構築してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
預 金	65,251	67,975	69,924	71,834
定 期 性 預 金	24,847	25,489	24,824	23,491
そ の 他	40,403	42,486	45,100	48,343
社 債	200	200	200	—
貸 出 金	51,021	52,672	56,051	58,523
個 人 向 け	9,942	10,197	10,635	11,033
中 小 企 業 向 け	24,303	25,323	26,594	28,212
そ の 他	16,776	17,151	18,821	19,277
特 定 取 引 資 産 (トレー ディング資 産)	185	122	91	58
特 定 取 引 負 債 (トレー ディング負 債)	162	102	71	40
有 価 証 券	21,394	19,993	17,650	13,934
国 債	11,346	10,528	7,864	4,862
そ の 他	10,047	9,465	9,785	9,071
総 資 産	78,798	81,852	88,575	90,228
内 国 為 替 取 扱 高	561,843	577,305	561,478	554,715
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 17,068	百万ドル 15,602	百万ドル 18,411	百万ドル 22,067
経 常 利 益	百万円 39,733	百万円 45,136	百万円 43,231	百万円 37,994
当 期 純 利 益	百万円 23,887	百万円 30,002	百万円 29,989	百万円 27,034
1 株 当た り の 当 期 純 利 益	円 銭 38 43	円 銭 48 19	円 銭 96 13	円 銭 86 74
信 託 財 産	312	385	516	561
信 託 報 酬	百万円 136	百万円 150	百万円 183	百万円 178

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経 常 収 益	1,288	1,343	1,382	1,249
経 常 利 益	403	472	450	350
親会社株主に帰属する当期純利益	265	313	312	258
純 資 産 額	4,361	4,479	4,471	4,777
総 資 産	79,170	82,009	88,732	90,521

(注) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,405 人	3,381 人
平 均 年 齢	40 年 4 月	40 年 6 月
平 均 勤 続 年 数	16 年 10 月	16 年 11 月
平 均 給 与 月 額	396 千円	400 千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
広 島 県	店 うち出張所 136 (16)	店 うち出張所 136 (16)
岡 山 県	10 (-)	10 (-)
山 口 県	7 (-)	7 (-)
島 根 県	1 (-)	1 (-)
愛 媛 県	6 (-)	6 (-)
福 岡 県	2 (-)	2 (-)
兵 庫 県	2 (-)	2 (-)
大 阪 府	1 (-)	1 (-)
愛 知 県	1 (-)	1 (-)
東 京 都	1 (-)	1 (-)
国 内 計	167 (16)	167 (16)
海 外	— (-)	— (-)
合 計	167 (16)	167 (16)

(注) 上記のほか当年度末において、駐在員事務所、代理店、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
駐 在 員 事 務 所	3 カ所	3 カ所
代 理 店	2 カ所	一 カ所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	48,835 カ所	47,565 カ所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス等との提携（以下、コンビニATMという。）による共同の店舗外現金自動設備を48,506カ所（前年度末47,244カ所）含んでおります。

□ 当年度新設営業所

当年度の新設営業所につきましては、該当ありません。

(注) 上記のほか、当年度において次のとおり店舗外現金自動設備を13ヵ所新設いたしました。
(コンビニATMを除く)

観音支店 D C M ダイキ 観音新町店 出張所(広島県広島市西区観音新町)
広島東支店 E K I C I T Y 広島出張所(広島県広島市南区松原町)
広島西支店 L E C T 出張所(広島県広島市西区扇町)
福山胡町支店 ハート木之庄店 出張所(広島県福山市木之庄町)
廿日市支店 スパーク 鷹の巣店 出張所(広島県廿日市市永原)
観音支店 スパーク 観音店 出張所(広島県広島市西区南観音)
向島支店 向島モール 出張所(広島県尾道市向島町)
西条支店 東広島モール 出張所(広島県東広島市西条西本町)
岩国支店 ザ・ピッグ 岩国店 出張所(山口県岩国市三笠町)
高陽支店 コープ高陽 出張所(広島県広島市安佐北区口田南)
本店営業部 シャレオ ATMセンター 出張所(広島県広島市中区紙屋町)
八丁堀支店 八丁堀セントラルビル 出張所(広島県広島市中区八丁堀)
八丁堀支店 八丁堀支店内共同出張所(海外発行カード専用ATM)(広島県広島市中区八丁堀)

また、当年度において観音支店スパーク空港通り店出張所、本店営業部エディオン広島本店共同出張所、
三原西支店業務用食品スーパージョイ店出張所、高陽支店金平出張所、海田支店イオン海田店出張所を廃止
いたしました。

(コンビニATMを除く)

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
ひろぎん証券株式会社	広島県広島市中区立町2番30号	金融商品取引業務

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,290
---------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗	1,276
事務所ほか	2,014

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

重要な親会社については、該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
ひろぎん ビジネスサポート 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	連結決算業務、 印刷・製本業務等	1990年 11月30日	百万円 40	% 100.00	
ひろぎん モーゲージサービス 株式会社	広島市中区舟入中 町9番12号	担保不動産の調査・ 評価業務	1989年 8月24日	百万円 20	% 100.00	
ひろぎん証券 株式会社	広島市中区立町2 番30号	金融商品取引業務	2007年 7月25日	百万円 5,000	% 100.00	
しまなみ債権回収 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	債権管理回収業務	2001年 6月1日	百万円 500	% 100.00	
ひろぎんリートマネジメント 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	資産運用業務	2017年 8月3日	百万円 150	% 100.00	
ひろぎんカードサービス 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	クレジットカード発 行業務、消費者ローン等の信用保証業務	1987年 4月20日	百万円 80	% 100.00	
ひろぎん保証 株式会社	広島市中区十日市 町一丁目3番34号	住宅ローン等の信用 保証業務	1978年 6月12日	百万円 30	% 100.00	
ひろぎんカルスマネジメント 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	保険代理業務	2005年 10月1日	百万円 10	% 100.00	
ひろぎんリース 株式会社	広島市中区本通7 番19号	リース業務	1980年 10月17日	百万円 2,070	% 20.00	
ひろぎんオートリース 株式会社	広島市中区本通7 番19号	自動車等のリース業 務	1992年 4月1日	百万円 10	% —	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. ひろぎんオートリース株式会社は、当行の関連法人等が議決権の100.00%を直接保有しております。
 4. 当行の連結される子会社は8社、持分法適用の関連法人等は2社であります。
 5. 2018年4月1日において、ひろぎんリース株式会社は、ひろぎんオートリース株式会社を吸収合併いたしました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. もみじ銀行、広島信用金庫、吳信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、信用組合広島商銀、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、中国労働金庫、広島県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同組合とそれぞれ提携し、システムの共同利用により、口座引き落としによる代金回収サービス（H I T - L I N E 代金回収サービス）を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
7. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
8. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
9. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス等を行っております。
10. 株式会社りそな銀行、株式会社ファミリーマート、富士通株式会社及び富士通フロンテック株式会社との提携（パンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
角廣勲	取締役会長（代表取締役）		
池田晃治	取締役頭取（代表取締役） 秘書室・東京事務所 担当		
廣田亨	取締役専務執行役員 営業統括部・法人企画部・公務営業部 担当		
三吉吉三	取締役専務執行役員船舶ファイナンス部長 融資部・船舶ファイナンス部 担当		
吉野勇治	取締役専務執行役員アセットマネジメント部長 アセットマネジメント部・個人ローン部・ 資金証券部 担当		
部谷俊雄	取締役常務執行役員 総合企画部・事務統括部・IT統括部 担当		
荒木裕三	取締役常務執行役員 コンプライアンス統括部・人事総務部・ リスク統括部 担当		
住川雅洋	取締役（社外）		
前田香織	取締役（社外）		
三浦惺	取締役（社外）	日本電信電話株式会社 取締 役会長 日本生命保険相互会社 社外 取締役	
水谷泰之	常任監査役（常勤）		
片山仁	常任監査役（常勤）		
武井康年	監査役（社外）	弁護士法人広島総合法律会 計事務所 所長弁護士 広島ガス株式会社 社外監査 役	
高橋義則	監査役（社外）		公認会計士
吉田正子	監査役（社外）		

- (注) 1. 取締役の住川雅洋、前田香織及び三浦惺は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役の武井康年、高橋義則及び吉田正子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役の高橋義則は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役の住川雅洋、前田香織及び三浦惺、監査役の武井康年及び高橋義則は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
 5. 取締役の前田香織の戸籍上の氏名は、相原香織であります。
 6. 2018年4月1日付で次のとおり取締役の委嘱の変更を行いました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
三吉吉三	取締役専務執行役員 融資部・船舶ファイナンス部 担当		
吉野勇治	取締役専務執行役員 アセットマネジメント部・個人ローン部・ 資金証券部 担当		

7. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
取締役常務執行役員	小嶋泰紀	2017年6月28日（任期満了）
常任監査役（常勤）	水野上広司	2017年6月28日（辞任）

(参考) 当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
野口 健	専務執行役員	地区担当役員
小川 実	常務執行役員	地区担当役員東部統括本部長
妻崎 博之	常務執行役員	本店営業部本店長
本川 浩司	常務執行役員	地区担当役員
小尻 泰史	常務執行役員	東京支店長
岩本 宏	執行役員	吳支店長兼吳市役所出張所長
小尻 郁男	執行役員	今治支店長
旗手 雅崇	執行役員	監査部長
中間 克彦	執行役員	尾道支店長
前田 昭	執行役員	法人営業部・国際営業部 担当
小池 政弘	執行役員	徳山支店長
國村 充弘	執行役員	岡山支店長
尾木 朗	執行役員	総合企画部長
岡野 帝男	執行役員	福山営業本部本部長

(注) 1. 2018年4月1日付で次のとおり執行役員の地位及び担当の変更を行いました。

氏名	地位	担当
妻崎 博之	専務執行役員	地区担当役員
小尻 泰史	常務執行役員	リスク統括部担当補佐
小尻 郁男	常務執行役員	地区担当役員東部統括本部長
小池 政弘	常務執行役員	本店営業部本店長
中間 克彦	執行役員	コンプライアンス統括部担当補佐

2. 2018年4月1日付で次のとおり執行役員に就任いたしました。

氏名	地位	担当
東山 浩幸	執行役員	資金証券部長
清宗 一男	執行役員	吳支店長兼吳市役所出張所長
苅屋田 史嗣	執行役員	東京支店長
戸井 秀樹	執行役員	徳山支店長
箱田 浩二	執行役員	今治支店長
深町 心一	執行役員	尾道支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人數	報酬等
取締役	11人	424
監査役	6人	82
計	17人	507

(注) 1. 上記には、2017年6月28日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対する報酬等の額を含んでおります。

2. 取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬としております。社外取締役に対する報酬等は、確定金額報酬としております。

a. 取締役に対する確定金額報酬の報酬限度額は月額300百万円としております。

(1990年6月28日第79期定時株主総会決議)

b. 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型報酬の報酬額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準としており、報酬枠は次のとおりとしております。

(2015年6月25日第104期定時株主総会決議)

親会社株主に帰属する当期純利益	報酬枠
330億円超	120百万円
300億円超	110百万円
270億円超	100百万円
240億円超	90百万円
210億円超	80百万円
180億円超	70百万円
150億円超	60百万円
120億円超	50百万円
90億円超	40百万円
60億円超	30百万円
30億円超	20百万円
～	—

c. 当行は、2017年6月28日開催の第106期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象に株式報酬制度「役員報酬B I P信託」を導入しております。信託に拠出する信託金の上限金額は、3事業年度ごとに合計900百万円であります。また、役員報酬B I P信託導入に伴い、株式報酬型ストック・オプションに係る報酬枠を廃止しております。

3. 監査役に対する報酬は、全て確定金額報酬としており報酬限度額は月額7百万円としております。
(2010年6月29日第99期定時株主総会決議)

4. 上記の取締役の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬90百万円、株式報酬型ストック・オプションの報酬額20百万円及び取締役に対する役員報酬B I P信託に係る株式給付引当金繰入額65百万円を含んでおります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
住川 雅洋（取締役）	
前田 香織（取締役）	
三浦 悟（取締役）	日本電信電話株式会社 取締役会長 日本生命保険相互会社 社外取締役
武井 康年（監査役）	弁護士法人広島総合法律会計事務所 所長弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役
高橋 義則（監査役）	
吉田 正子（監査役）	

(注) 当行と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
住川 雅洋 (取締役)	4年9ヵ月	取締役会14回開催のうち14回出席	過去に日本銀行の支店長及び地域金融機関の経営者を務めた見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
前田 香織 (取締役)	2年9ヵ月	取締役会14回開催のうち13回出席	学識者としての専門的見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
三浦 悟 (取締役)	1年9ヵ月	取締役会14回開催のうち13回出席	会社経営者としての見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
武井 康年 (監査役)	6年9ヵ月	取締役会14回開催のうち12回出席 監査役会13回開催のうち12回出席	弁護士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
高橋 義則 (監査役)	2年9ヵ月	取締役会14回開催のうち14回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	公認会計士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
吉田 正子 (監査役)	2年9ヵ月	取締役会14回開催のうち14回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	過去に会社経営者を務めた見地から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	45 (一)	—

(注) () 内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	1,000,000 千株
	発行済株式の総数	312,151 千株 (自己株式481千株を除く。)

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2017年6月28日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。
 3. 自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当行株式968千株を含んでおりません。

(2) 当年度末株主数	17,481名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 16,162	% 5.17
日本マスター トラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,532	3.05
明治安田生命保険相互会社	9,504	3.04
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	8,343	2.67
シーピー化成株式会社	7,463	2.39
日本生命保険相互会社	6,042	1.93
住友生命保険相互会社	6,038	1.93
中国電力株式会社	6,004	1.92
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,794	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	5,563	1.78

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式(481千株)を控除して計算しております。
 なお、自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当行株式968千株を含んでおりません。
 4. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>① 名称 株式会社広島銀行第1回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 30,300株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2010年7月29日～2040年7月28日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第2回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 32,100株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2011年7月28日～2041年7月27日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第3回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 57,150株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2012年7月28日～2042年7月27日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第4回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 46,350株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2013年7月26日～2043年7月25日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>① 名称 株式会社広島銀行第5回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 65,500株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2014年7月31日～2044年7月30日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	4名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第6回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 54,750株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2015年8月1日～2045年7月31日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	5名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第7回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 108,300株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2016年7月30日～2046年7月29日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）2017年10月1日付で実施いたしました株式併合（普通株式2株につき1株の割合）により、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 高山 裕三 指定有限責任社員 森本 洋平 指定有限責任社員 大江 友樹	75	当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるRPA化トライアル支援業務及び日本版CRS、FATCA対応に伴うコンサルティング業務を委託し、対価を支払っています。

当行及び当行子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87 百万円
---------------------------------------	--------

- (注) 1. 当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任の株主総会議案の提出を検討し、議案の内容を決定します。

7 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当行は、経営ビジョンとその経営ビジョンを具体的に展開する上での基本的な考え方を示した行動規範の、二つで構成する経営理念のもと、お客さまや地域社会、株主、市場、従事者など全てのステークホルダーからの真の信頼を勝ち取るため、健全で透明性の高い経営を目指しています。

〈経営ビジョン〉

地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある「ひろぎんグループ」を構築する

〈行動規範〉

ひろぎんグループは、5つの行動規範に基づく健全経営に徹します

1. 地域社会と共に歩み、その発展に積極的に貢献します
2. お客さまのご満足とご安心の向上に取組みます
3. 企業価値の持続的な向上に努めます
4. 明るく働きがいのある企業をつくります
5. 高いレベルのコンプライアンスを実践します

そのため、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、都度必要な見直しを行っています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行では、「倫理規程」・「服務規程」・「コンプライアンス規程」を制定し、従事者の行動基準等を明記するなか、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守した誠実な企業活動に努めています。併せて、お客さまの保護及び利便の向上に係る態勢の整備・確立に関する大綱として「顧客保護等管理規程」を制定し、全従事者が銀行の社会的責任と公共的使命を十分認識するなかで、お客さまへの説明、相談・苦情等への対応や情報管理など、お客さまの視点に立った誠実かつ公正な業務の遂行に努めるとともに、「顧客本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表し、お客さま本位の業務運営の実践を徹底しています。その上で、法令等遵守及び顧客保護等管理を徹底する具体的な実施計画として、半期ごとに「コンプライアンス・プログラム」を決議しています。また、法令等遵守に係る諸問題について、部店内で解決が困難な事情又は報告・相談ができない場合、従事者が、コンプライアンス統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる「ホットライン制度」を整備しています。

加えて、「倫理規程」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは、他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係を遮断する。万一、不当要求等があった場合には、警察当局等と連携のうえあらゆる法的手段を講じ断固として対決する。」ことを基本方針として定め、反社会的勢力等との関係遮断に係る態勢を構築しています。

さらに、「倫理規程」において、「ディスクロージャーの充実による経営情報の公正な開示を通じて、経営の透明性を高めるとともに、広く利用者意見を反映した経営を行う。」ことを定めているほか、「経理規程」及び「財務報告に係る内部統制に関する規程」を制定し、連結ベースで適時・適正な財務報告を行う態勢を整備しています。

その他、金融円滑化や「経営者保証に関するガイドライン」への対応についても、「与信基本原則規程」や「金融円滑化管理に関する基本方針」を制定し、お客さまへの円滑な資金の提供のほか、経営相談や経営改善に関する支援など適切な対応に係る態勢を整備しています。

(運用状況の概要)

取締役会は、「コンプライアンス・プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正をしています。また、法令等遵守の徹底と企業倫理の確立を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守に係る事項を審議・検討するなど、法令等遵守違反の未然防止を図っています。

加えて、「倫理規程」等諸規程、コンプライアンス委員会等の組織体制及び「ホットライン制度」等の諸制度について平易に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を全従事者が閲覧できるよう整備しており、研修で活用するなど、周知徹底を図っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行では、「取締役会規程」において、取締役会議事録を10年間保存することを定めています。

また、行内諸規程において、経営会議・審査会等の議事録等の重要な情報の保存についても定め、適切な情報保存・管理態勢を構築しています。

(運用状況の概要)

取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理しています。

その他の重要な情報についても、各部店において適切に保存及び管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行では、銀行業務を取り巻く種々のリスクに適切に対応するため「統合的リスク管理規程」を制定し、各リスクを統合的に把握・分析し、当行の経営に重大な影響を与える損失の発生及び拡大の防止を図っています。その上で、半期ごとに「統合的リスク管理方針書」を決議し、経営体力や収益性等とのバランスのとれた適切なリスク管理を行っています。

また、リスクに見合った適切な自己資本を確保し、経営の健全性維持に資することを目的として、「自己資本管理規程」を制定し、バーゼルⅢにおける自己資本比率規制への対応も含め、適切な自己資本管理を行っています。

加えて、「危機管理規程」において、地震等の大規模災害など、業務が継続できなくなるリスクに適切に対応するため、「業務継続計画（B C P）」として優先して継続する重要業務等を定めています。

(運用状況の概要)

取締役会は、「統合的リスク管理の状況」等の各種報告を受け、適切なリスク管理がなされていること、リスクに対して十分な自己資本を確保していることを確認しています。また、随時、統合的リスク管理委員会を開催し、各リスクをモニタリングするなか、対応策を審議・検討しています。

また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行では、経営会議及び審査会を設置し、取締役会が決定した基本方針に基づく経営全般の重要事項の決定を経営会議に、重要な貸出案件の審議を審査会に委任しています。

また、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を整備しています。

(運用状況の概要)

経営会議・審査会において、経営全般の重要事項・重要な貸出案件を決議・審議するとともに、諸規程に基づき報告を受ける等、効率的な業務運営を実施しています。

また、各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しています。

併せて、「部門担当役員制度」及び「地区担当役員制度」を整備し、取締役会で選任された部門担当役員が本部の担当部門の企画・管理業務等に、また、地区担当役員が担当地区の支店の営業推進等に専念・特化する体制とし、それぞれの役割と責任を明確にすることで業務運営の健全性・適切性の向上及び収益力の強化を図っています。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行では、健全かつ円滑なグループ経営を図るため、「グループ会社運営・管理規程」を制定し、グループ会社の運営・管理に関する方針及び統括管理部署等の組織体制を明確にしています。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

「グループ会社協議・報告基準」に基づいて、グループ会社から定例または随時の協議・報告を受け、適時適切に対応しています。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社のリスク管理・危機管理に関する指導・管理は、当行の「統合的リスク管理規程」、「危機管理規程」に基づいて実施することを定めています。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社の業務運営に関する指導・管理は、グループ会社全体の統括管理部署と業務所管部署が連携して行うことを定めています。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社の法令等遵守に関する指導・管理は、当行の「コンプライアンス規程」に基づいて実施することを定めています。

(運用状況の概要)

取締役会は、グループ会社の経営全般の重要事項に係る協議・報告のため、グループ会社トップ協議会を設置しているほか、半期ごとにグループ会社の業務運営状況に係る報告を受け、グループ各社の業績・現況等を確認しています。

また、グループ会社の業務を所管する部署が当該グループ会社の適切かつ効率的な業務運営に係る指導・管理を行うとともに、所管する部署の部門担当役員・部長等を当該グループ会社の取締役・監査役として派遣し、業務の運営・執行状況を監視・監督しています。

加えて、当行の内部監査部門がグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当行取締役会に報告するなど、適切なグループ会社の運営・管理態勢を構築しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行では、監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役会の指揮下に置いています。

(運用状況の概要)

「職制規程」に基づき、監査役会事務局長は、監査役の指揮に従いその職務を補助しています。また、監査役会事務局長の異動・評価・賞罰等の人事について、人事総務部は監査役に協議することとしています。

(7) 監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当行では、「服務規程」、「コンプライアンス規程」において、監査役への報告ルールを整備し、法令等に違反する行為等が発生した場合には、コンプライアンス統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。
② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

「グループ会社運営・管理規程」において、法令等違反行為発生時における監査役への報告ルールのほか、「ホットライン制度」をグループベースで整備しています。具体的には、法令等遵守に係る諸問題について、グループ会社内で解決が困難な事情又は報告・相談ができない事情がある場合、グループ会社従事者が、当行のコンプライアンス統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる制度を整備するとともに、当該報告が法令等違反行為発生に該当する場合、コンプライアンス統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。

(運用状況の概要)

行内諸規程において、監査役への報告ルールを整備しているほか、各部店は、監査役からの依頼・要請に基づいて、随時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明を実施しています。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行では、「服務規程」、「コンプライアンス規程」、「グループ会社運営・管理規程」において、通報（相談）者保護を定めています。

(運用状況の概要)

通報（相談）者の匿名性を保護し、その者が不利な取扱いを受けないようにするために必要な措置を講じることを定めるとともに、全従事者に対し周知徹底しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行では、「本部決裁権限規程」において、監査役の職務執行に係る予算措置・経費の取扱いを定めています。

(運用状況の概要)

毎年度、監査役と協議のうえ相応の予算・経費を設けるほか、監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を当行経費にて行うなど、会社法の趣旨を踏まえ適切に対応しています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行では、「取締役会規程」等の諸規程にて、取締役会は監査役の出席を求めて開催すること、経営会議・審査会に監査役は出席できることを定めています。

(運用状況の概要)

監査役は、取締役会、経営会議、審査会などの重要な会議のほか、統合的リスク管理委員会などの主要な委員会に出席しています。また、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上の重要課題等について意見を交換するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。

監査役は、その他の取締役及び使用者とも定期的に会合を開くなど、監査態勢の整備を行っています。

加えて、監査役は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて随時、内部監査部門の営業店監査に立会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

加えて、当行では、業務の適正を確保するための体制の整備のほか、当行の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて、コーポレート・ガバナンスの強化にも継続的に取組んでおります。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、株式会社東京証券取引所による「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重し、次の5つの基本方針を掲げて取組んでいます。

- ①株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保するとともに、権利行使に係る適切な環境を整備します。
- ②企業の社会的責任（CSR）への取組みを強化するとともに、地域社会、お客さま、従業員等の全てのステークホルダーとの適切な協働に努め、その権利や立場を尊重する企業文化・風土を醸成します。
- ③ディスクロージャーの充実による適時適切な情報開示を通じて、経営の透明性を確保します。
- ④取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、業務執行の実効性の高い監督と迅速な意思決定を行います。
- ⑤株主の皆さまとの建設的な対話をを行い、適切な対応に努めます。

(2) 取締役会の構成、機能等

取締役会は、中期計画策定などの経営の重要な意思決定を行うほか、実効性の高い経営監督機能を発揮するため、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を重視し、当行の業務に精通した社内取締役と、専門分野での豊富な経験、幅広い知見を有する社外取締役で構成しています。なお、会社法で定められた社外取締役の要件及び株式会社東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づいて、独立役員である社外取締役を選任しています。

そのなか、取締役会は、年度毎に、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況について報告を受け、適切に整備・運用されていることを確認するとともに、「取締役会自己評価アンケート」を実施し、その結果をもとに取締役会の実効性について分析・評価を行っています。

また、取締役・監査役がその役割・責務を実効的に果たすために必要な知識・情報を習得するなど自己研鑽に努めることを推奨・支援しており、外部機関・団体による各種研修・セミナー等を斡旋・提供しています。

(3) 社外役員の有効な活用

独立性の高い社外取締役及び社外監査役が、それぞれ中立の立場から公正かつ客観的な経営監督機能及び監査機能を発揮し、取締役の職務の執行状況や内部統制の運用状況などについて適切な提言・助言を行っており、経営監視の面で十分な体制が整備されています。

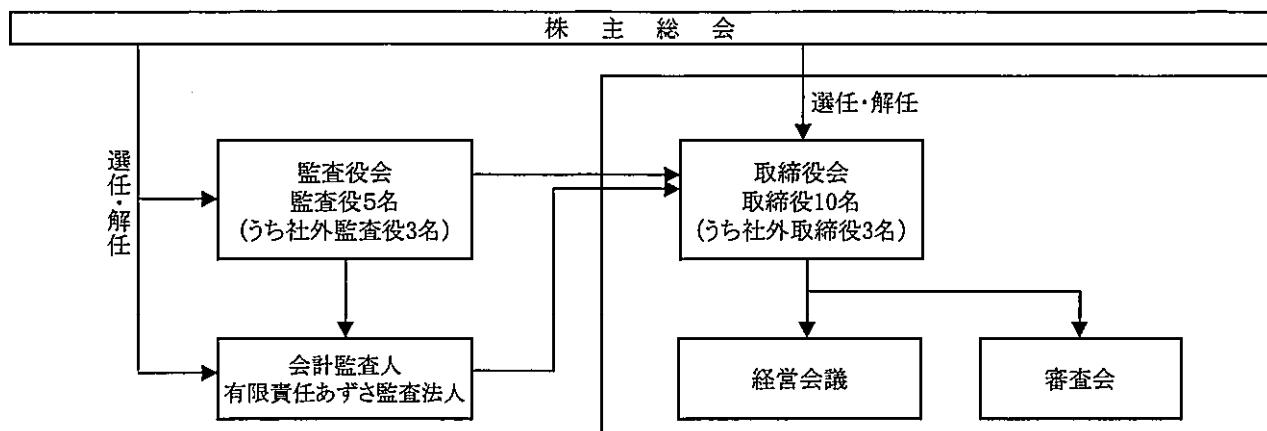
そのなか、取締役の報酬・指名については、決定プロセスにおける透明性・客観性を確保するため、社外取締役をメンバーに含む報酬・指名諮問委員会を設置しており、同諮問委員会における審議を踏まえ、これを決定しています。

なお、社外役員に対して、当行外の場でも取締役会議案・報告資料を事前に閲覧・確認できるシステムを導入しており、その閲覧用の端末を配付しています。加えて、取締役会に係る事務を所管する秘書室及び各所管部が、社外役員に対して資料の事前説明会を開催しているほか、行内規定・通達等の行内情報を閲覧できる環境を整備するなどのサポート体制を構築しています。

加えて、社外取締役と監査役との連絡会（社外役員連絡会）を開催し連携強化に努めるなど、情報共有と共通認識の確保を図っています。

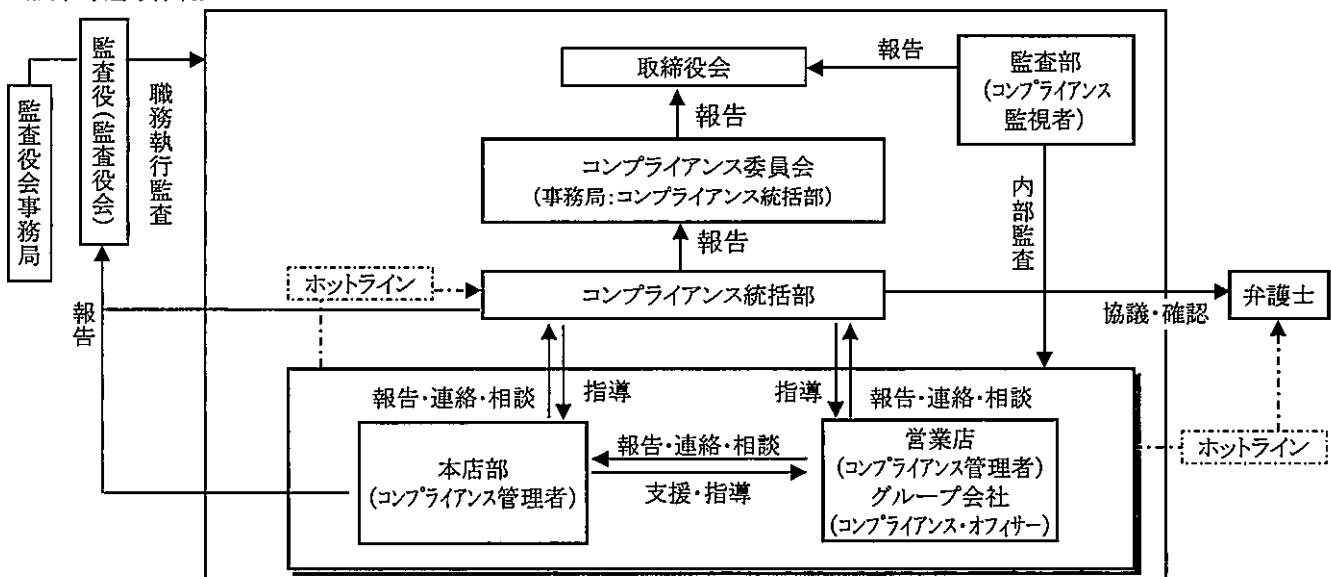
* 參考資料「模式図」

(業務執行・経営の監視の仕組み)

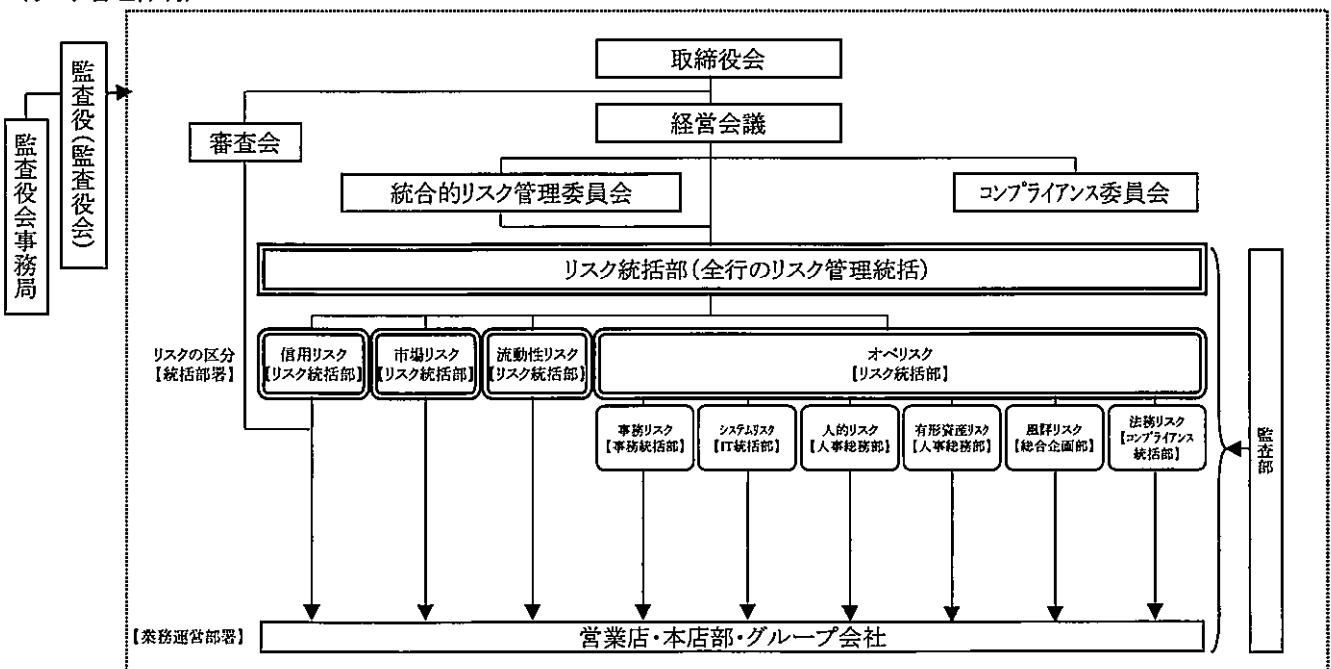


※上記のほか、取締役を兼務しない執行役員17名（2018年4月1日現在）を取締役会で選任し、業務を執行させております。

(法令等遵守体制)



(リスク管理体制)



第 107 期 附 屬 明 細 書

〔 2 0 1 7 年 4 月 1 日 か ら
2 0 1 8 年 3 月 3 1 日 ま で 〕

第107期 2017年4月1日から
2018年3月31日まで 附属明細書

2018年5月10日 作成

住所 広島市中区紙屋町1丁目3-8

2018年6月6日 備付

株式会社 広島銀行

代表取締役 池田晃治



1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							%
建物	14,128	2,451	62	2,896	13,622	40,657	74.90
土地	61,437	—	—	—	61,437	—	0.03
リース資産	695	18	—	70	643	573	47.13
建設仮勘定	296	2,706	2,685	—	317	—	—
その他の有形固定資産	15,415	821	13 (0)	771	15,452 (201)	9,284	41.51
有形固定資産計	91,974	5,997	2,761 (0)	3,737	91,473 (41,377)	50,515	36.34
無形固定資産							
ソフトウェア	7,597	2,878	1	2,658	7,816	29,913	79.28
その他の無形固定資産	2,637	1,655	2,687	1	1,603	296	22.98
無形固定資産計	10,235	4,533	2,688	2,659	9,420	30,209	76.33

- 注 1. 「当期減少額」の()内は、減損処理額を内書きしております。
 2. 「当期末残高」の()内は、土地の再評価に関する法律に基づく再評価差額であります。
 3. 「償却累計額」には、減損損失累計額を含んでおりません。
 4. 「償却累計率」は、取得価額に対する償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区分	当期首 残高	当期 増加額	当期減少額		当期末 残高	計上理由及び 算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	35,775	33,474	2,213	33,562	33,474	
投資損失引当金	4,901	—	—	4,901	—	
睡眠預金払戻 損失引当金	1,461	4,447	1,175	286	4,447	
ポイント引当金	86	89	86	—	89	
株式給付引当金	—	176	—	—	176	
本店建替損失 引当金	1,095	1,987	8	1,087	1,987	
計	43,320	40,173	3,483	39,837	40,173	

注 「当期減少額」（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

貸倒引当金・・・洗替による取崩額

投資損失引当金・・・洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金・・・洗替による取崩額

本店建替損失引当金・・・洗替による取崩額

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区分	金額
給料・手当	23,159
退職給付費用	△2,528
福利厚生費	199
減価償却費	6,405
土地建物機械賃借料	2,611
営繕費	79
消耗品費	585
給水光熱費	564
旅費	272
通信費	1,490
広告宣伝費	739
諸会費・寄付金・交際費	460
租税公課	3,659
その他の	18,040
計	55,740

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼職の状況

事業報告に記載のとおりであります。

第 106 期 連 結 計 算 書 類

〔 2 0 1 7 年 4 月 1 日 か ら 〕
〔 2 0 1 8 年 3 月 3 1 日 ま で 〕

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 8社

ひろぎんビジネスサポート株式会社
ひろぎんモーゲージサービス株式会社
ひろぎん証券株式会社
しまなみ債権回収株式会社
ひろぎんリートマネジメント株式会社
ひろぎんカードサービス株式会社
ひろぎん保証株式会社
ひろぎんウェルスマネジメント株式会社

前連結会計年度まで当行の持分法適用の関連法人であったひろぎんウツミ屋証券株式会社は、当行の完全子会社となったことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、ひろぎんウツミ屋証券株式会社は2017年6月1日付でひろぎん証券株式会社に商号変更しております。
ひろぎんリートマネジメント株式会社は、新規設立により当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

②非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション
ブルーインベストメント投資事業有限責任組合
しまなみ価値創造投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、ブルーインベストメント投資事業有限責任組合及びしまなみ価値創造投資事業有限責任組合は、新規設立により当連結会計年度から非連結の子会社及び子法人等としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当なし

②持分法適用の関連法人等 2社

ひろぎんリース株式会社
ひろぎんオートリース株式会社

前連結会計年度まで当行の持分法適用の関連法人であったひろぎんウツミ屋証券株式会社は、連結の範囲に含めたため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

なお、ひろぎんウツミ屋証券株式会社は2017年6月1日付でひろぎん証券株式会社に商号変更しております。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション
ブルーインベストメント投資事業有限責任組合
しまなみ価値創造投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④持分法非適用の関連法人等

該当なし

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

(2018年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,511,177	預 譲 渡 性 預 金	7,170,925
コールローン及び買入手形	18,521	コールマネー及び売渡手形	50,000
買 入 金 銭 債 権	7,424	売 現 先 勘 定	111,329
特 定 取 引 資 産	5,847	債券貸借取引受入担保金	262,859
金 銭 の 信 託	8,256	特 定 取 引 負 債	4,023
有 働 証 券	1,382,716	借 用 金	585,551
貸 出 金	5,861,796	外 国 為 替	224
外 国 為 替	7,741	信 託 勘 定 借 債	42
そ の 他 資 産	88,949	そ の 他 負 債	49,741
有 形 固 定 資 産	91,982	退 職 給 付 に 係 る 負 債	42
建 土	13,772	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	26
リ 一 ス 資 産	61,439	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	4,447
建 設 仮 勘 定	643	ポ イ ン ト 引 当 金	129
その他の有形固定資産	319	株 式 給 付 引 当 金	176
無 形 固 定 資 産	15,807	本 店 建 替 損 失 引 当 金	1,987
ソ フ ト ウ エ ア	9,585	特 別 法 上 の 引 当 金	41
その他の無形固定資産	7,951	繰 延 税 金 負 債	10,876
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,634	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	13,613
繰 延 税 金 資 産	54,607	支 払 承 諾	38,237
支 払 承 諾 見 返	735	負 債 の 部 合 計	8,574,404
貸 倒 引 当 金	38,237	(純 資 産 の 部)	
	△ 35,429	資 本 金	54,573
		資 本 剰 余 金	30,746
		利 益 剰 余 金	309,747
		自 己 株 式	△ 1,260
		株 主 資 本 合 計	393,807
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	48,399
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 547
		土 地 再 評 価 差 額 金	27,763
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	8,016
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	83,632
		新 株 予 約 権	308
		純 資 産 の 部 合 計	477,748
資 产 の 部 合 計	9,052,152	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,052,152

〔 2017年4月1日から
2018年3月31日まで 〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	124,908
資 金 運 用 収 益	77,073
貸 出 金 利 息	61,427
有 価 証 券 利 息 配 当 金	13,945
コールローン利息及び買入手形利息	359
預 け 金 利 息	372
そ の 他 の 受 入 利 息	968
信 託 報 酬	178
役 務 取 引 等 収 益	31,732
特 定 取 引 収 益	1,685
そ の 他 業 務 収 益	4,346
そ の 他 経 常 収 益	9,892
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	110
償 却 債 権 取 立 益	13
そ の 他 の 経 常 収 益	9,767
経 常 費	89,810
資 金 調 達 費	9,534
預 金 利 息	2,756
譲 渡 性 預 金 利 息	109
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 3
売 現 先 利 息	1,857
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,080
借 用 金 利 息	666
社 債 利 息	177
そ の 他 の 支 払 利 息	2,890
役 務 取 引 等 費	9,518
そ の 他 業 務 費	4,691
そ の 他 経 常 費	61,129
そ の 他 の 経 常 費	4,935
経 特 別 利 益	4,935
固 定 資 産 处 分 益	35,098
負 の の れ ん 発 生 益	4,196
特 別 別 損	0
固 定 資 産 处 分 損	4,196
減 損	3,040
段 階 取 得 に 係 る 差 損	131
金融商品取引責任準備金繰入額	31
本 店 建 替 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,123
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	753
法 人 税 等 調 整	36,255
法 人 税 等 合 計	10,696
当 期 純 利 益	△ 250
親会社株主に帰属する当期純利益	10,446
	25,809
	25,809

[2017年4月1日から
2018年3月31日まで]

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	54,573	30,743	290,180	△ 437	375,060
当期変動額					
剰余金の配当			△ 6,242		△ 6,242
親会社株主に帰属する当期純利益			25,809		25,809
自己株式の取得				△ 855	△ 855
自己株式の処分		2		32	35
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2	19,566	△ 822	18,746
当期末残高	54,573	30,746	309,747	△ 1,260	393,807

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	39,492	△ 512	27,763	5,011	71,755	322	447,138
当期変動額							
剰余金の配当							△ 6,242
親会社株主に帰属する当期純利益							25,809
自己株式の取得							△ 855
自己株式の処分							35
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8,906	△ 34	—	3,004	11,877	△ 14	11,862
当期変動額合計	8,906	△ 34	—	3,004	11,877	△ 14	30,609
当期末残高	48,399	△ 547	27,763	8,016	83,632	308	477,748

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等の株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	22年～50年
その　他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,536百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(9) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）への当行株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 本店建替損失引当金の計上基準

本店建替損失引当金は、当行の本店建替に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積った建替関連の損失見込額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグループ化のうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグループ化してヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役等を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託を導入しております。

(1) 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき取締役等にポイントを付与し、退任時に累計ポイントに相当する当行株式及び当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を信託を通じて交付及び給付します。取締役等に対し交付等する当行株式等については、予め当行が信託設定した金銭により取得します。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ①信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- ②信託における帳簿価額は847百万円であります。
- ③信託が保有する自社の株式の期末株式数は968千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く） 4,838百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,538百万円、延滞債権額は50,895百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,876百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,923百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,233百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外國為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,359百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	848,175百万円
その他資産	1,600百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,488百万円
売現先勘定	111,329百万円
債券貸借取引受入担保金	262,859百万円
借用金	555,664百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券5,013百万円及びその他資産48,888百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金8,703百万円、保証金2,567百万円及び先物取引差入証拠金1,115百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外國為替等の額面金額は、該当ありません。

8. 現先取引及び信用取引等に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは21,070百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,735,338百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,655,587百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
28,184百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 50,922百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 12,779百万円

13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は39,647百万円であります。

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託17,711百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益6,495百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失4,160百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	625,266	—	312,633	312,633	(注) 1、2
合計	625,266	—	312,633	312,633	
自己株式					
普通株式	1,079	1,950	1,552	1,476	(注) 3
合計	1,079	1,950	1,552	1,476	

(注) 1. 2017年6月28日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。

2. 発行済株式数の減少は株式併合による減少312,633千株であります。

3. 自己株式数の増加は役員報酬BIP信託による市場買付1,936千株（株式併合前）、単元未満株式の買取12千株（株式併合前10千株、株式併合後1千株）、株式併合に伴う端数株式の買取1千株によるものであり、減少は株式併合による減少1,473千株、新株予約権の権利行使による譲渡77千株（株式併合前）、単元未満株式の買増請求1千株（株式併合前1千株、株式併合後0千株）によるものであります。

役員報酬BIP信託が所有する当行株式は、当連結会計年度末株式数に968千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				308	
合計			—				308	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2017年 6月28日 定時株主総会	普通株式	3,433百万円	5.5円	2017年 3月31日	2017年 6月29日
2017年 11月9日 取締役会	普通株式	2,809百万円 (注)	4.5円	2017年 9月30日	2017年 12月8日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日 後となるもの

2018年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の
とおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株 当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2018年 6月27日 定時株主総会	普通 株式	2,809百万円 (注)	利益剰余金	9.0円	2018年 3月31日	2018年 6月28日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託に対する配当金8百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行及びグループ会社（以下、「当行」という。）は、銀行業務を中心に、金融商品取引、信用保証、リース、クレジットカード等の金融サービスを提供しております。これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当行が保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。また、お客様へのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び取引先との間の良好な関係を構築又は維持するために保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びALMの一環として行う金利スワップ等があり、金利・為替などの市場変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティーリスク）に晒されております。このうちALMの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金等に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジの有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

（審査体制）

当行では、営業店が採り上げる主要な貸出案件について、営業部門とは独立した審査部門が、厳正な審査を行う体制となっております。審査部門では、業種毎に審査ラインを設けて対応しているほか、お取引先企業の財務内容を健全化し、企業再生を実現するための専担ラインを設けており、お取引先の経営改善支援の取り組みにも力を注いでおります。

貸出案件の採り上げに当たっては、取締役会が定めた「与信基本原則規程」に基づき、法令や公序良俗に反する案件を排除することはもちろん、資金使途や返済原資、保証や担保等を十分確認するほか、収益性や公共性の観点からも慎重な検討を行っております。

また、お客様からのお借入条件の変更等のお申込みについては、同様に取締役会が定めた「金融円滑化管理に関する基本方針」に基づき、お客様の実態に合わせた真摯な対応を行っています。審査においては財務諸表等の表面的計数や特定の業種であることのみに基づく機械的・画一的な判断を行わない等、お客様のニーズ・悩みを共有し、創意工夫するなかで、適切かつ迅速な審査を行うこととしています。

審査体制の充実・強化については、個別与信管理の中で企業の信用力の適切な把握に努めているほか、様々な研修等により行員の審査能力向上を図る等、継続的に取り組んでおります。

（信用格付制度をベースとしたリスク管理）

貸出金の信用リスクを客観的に把握するため、当行では信用格付制度を導入し、お取引先の信用力格差を財務データ等に基づき12段階に細分化して、その変化を継続的に把握しております。また、格付に基づく信用リスクの計量化を実施し、貸出資産における信用リスクの状況の把握や資本配賦運営等に活用しております。

さらに、格付別のデフォルト率やデフォルト先からの回収実績等、信用リスクの計量化に必要なデータを蓄積・整備するとともに、高度な計量化手法を導入し、より精緻にリスク量を把握するよう努めております。

(資産の自己査定)

信用格付制度の運営と並行して、毎年度行う資産の自己査定により、貸出等の資産内容の健全性を厳しくチェックしております。具体的には、営業店で融資先の財務状況に基づき査定した結果について、その妥当性を本店の審査部門でチェックしております。さらに、リスク統括部が主要なものを抽出し、再度、その妥当性と正確性を厳格に検証するとともに、監査部門がプロセス監査を実施しております。この自己査定に基づいて、回収ができないと合理的に見込まれるものは、全額引当処理（当該連結会計年度の損失として計上すること）を行い、資産の内容を常に健全な状態に保っております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当行では、有価証券だけでなく、預貸金等を含めた資産・負債の総合管理（ALM）の充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。ALMに基づく分析・シミュレーション結果は、経営計画策定上の重要な判断要素として毎年度の経営方針に反映しております。

また、市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

また、時価主義会計に的確に対応して、保有目的区分に基づく厳正な会計処理を行い、市場価格の変動を適切に財務内容に反映しております。

（トレーディング勘定のリスク管理）

トレーディング勘定（有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客さまの依頼に基づく取次等を目的とした取引）については、バンキング勘定（預貸金取引及び投資有価証券取引とそれに関連する取引）との性格の違いから、特別な管理を行っております。当行では特定取引勘定を設置し、時価に基づく透明な会計処理を実施して管理強化を図っております。自己ポジションによるディーリングについては、ポジション枠やロスカット等に関する厳格なルールの下で、限定的なポジションでの運営に努めているほか、対顧客取引については、原則として銀行間市場でフルカバーをとることにより、スクエアポジションでの運営を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。

当行では、短期間のストレス下における資金流出に備えるため、国債などの高流動性資産を確保しております。また、長期的な資金調達リスクの軽減を図るため、流動性の乏しい貸出金と預金、長期市場調達等の安定性調達との差額である安定性ギャップを管理しております。

さらに、資金繰り及び流動性リスクの状況や資金繰りに影響を与える事項についてモニタリングを行い、不測の事態が発生した場合も迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、「連結貸借対照表計上額」の重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、次表に含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
<u>資産</u>			
(1) 現金預け金	1,511,177	1,511,177	—
(2) コールローン及び買入手形	18,521	18,521	—
(3) 買入金銭債権	7,424	7,424	—
(4) 特定取引資産（*2）			
売買目的有価証券	917	917	—
(5) 金銭の信託	8,256	8,256	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	1,371,648	1,371,648	—
(7) 貸出金	5,861,796		
貸倒引当金（*1）	△32,737		
	5,829,059	5,967,373	138,314
<u>資産計</u>	8,747,005	8,885,320	138,314
<u>負債</u>			
(1) 預金	7,170,925	7,171,400	475
(2) 譲渡性預金	270,129	270,131	1
(3) コールマネー及び売渡手形	50,000	50,000	—
(4) 売現先勘定	111,329	111,329	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	262,859	262,859	—
(6) 借用金	585,551	586,266	715
<u>負債計</u>	8,450,793	8,451,986	1,192
<u>デリバティブ取引（*1）（*3）</u>			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,519	1,519	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3,056	3,056	—
<u>デリバティブ取引計</u>	4,576	4,576	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、デリバティブに対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2） 特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

（*3） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金についても、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託のうち、外部格付を有するものは、元利金の合計額を期間ごとの外部格付別平均利回りで割り引いて時価を算定しております。それ以外のものについては、信託財産構成物が満期のない預け金等から構成されており、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は、取引所の価格、債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定(*)しております。

(*)金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価（「デリバティブ取引」参照）を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借用金

借用金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

金利関連取引及び通貨関連取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等によっております。地震デリバティブ取引については、取得価額をもって時価としております。

なお、金利スワップ等の特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該長期貸出金の時価に含めて記載しております（「資産(7)」参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2)	6,753
その他	4,315
合計	11,068

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2018年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△2

2. 満期保有目的の債券（2018年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券（2018年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超 るもの	株式	119,558	45,888	73,669
	債券	701,291	694,738	6,552
	国債	445,288	442,539	2,749
	地方債	96,230	94,889	1,340
	社債	159,772	157,309	2,463
	その他	85,513	80,938	4,574
小計		906,362	821,565	84,797
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超 えないもの	株式	13,885	16,396	△2,511
	債券	121,400	121,862	△462
	国債	40,982	41,103	△121
	地方債	25,193	25,259	△65
	社債	55,223	55,499	△275
	その他	332,639	345,354	△12,714
小計		467,925	483,613	△15,688
合計		1,374,288	1,305,179	69,109

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,501	2,019	154
債券	31,122	227	10
国債	25,870	215	—
地方債	3,910	9	8
社債	1,342	2	1
その他	192,226	6,580	4,632
合計	231,850	8,827	4,797

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、46百万円（うち、債券46百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2018年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	8,256	8,256	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,534円40銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	82円81銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	82円71銭

(注) 1. 2017年6月28日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。(1株当たり情報)は、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76131口)が所有している当行株式については、連結計算書類において自己株式として会計処理しているため、1株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は968千株、期中平均株式数は485千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 20百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名	当行取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 191,600株	普通株式 179,150株
付与日	2010年7月28日	2011年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2010年7月29日 ～ 2040年7月28日	2011年7月28日 ～ 2041年7月27日

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 10名	社外取締役以外の 当行取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 225,050株	普通株式 133,700株
付与日	2012年7月27日	2013年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2012年7月28日 ～ 2042年7月27日	2013年7月26日 ～ 2043年7月25日

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外取締役以外の 当行取締役 10名	社外取締役以外の 当行取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 154,700株	普通株式 82,500株
付与日	2014年7月30日	2015年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2014年7月31日 ～ 2044年7月30日	2015年8月1日 ～ 2045年7月31日

	2016年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外取締役以外の 当行取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 125,350株
付与日	2016年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2016年7月30日 ～ 2046年7月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年10月1日付株式併合（2株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2018年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	30,300	32,100	57,150	46,350
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	30,300	32,100	57,150	46,350

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	125,350
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	125,350
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	78,500	63,550	—
権利確定	—	—	125,350
権利行使	13,000	8,800	17,050
失効	—	—	—
未行使残	65,500	54,750	108,300

(注) 2017年10月1日付株式併合（2株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価	652円	644円	446円	820円

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	998円	998円	998円
付与日における公正な評価単価	914円	1,346円	654円

(注) 2017年10月1日付株式併合（2株につき1株の割合）による影響を反映した金額を記載しております。

(企業結合等関係)

当行の持分法適用の関連法人であったひろぎんウツミ屋証券株式会社は2017年6月1日付で自己株式の取得を行い、当行の完全子会社となりました。その概要は以下のとおりです。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

ひろぎんウツミ屋証券株式会社（金融商品取引業）

(2) 企業結合を行った主な理由

被取得企業との連携強化を図り、お客様の利益の適切な保護に十分配意した価値ある金融商品・サービスの提供とともに、お客様の利便性やご満足・ご安心の向上に資するため

(3) 企業結合日

2017年6月1日（みなし取得日、2017年4月1日）

(4) 企業結合の法的形式

持分法適用の関連法人による自己株式の取得により生じる議決権比率の変動

(5) 結合後企業の名称

ひろぎん証券株式会社（2017年6月1日付でひろぎんウツミ屋証券株式会社から商号変更しております）

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に保有していた議決権比率：50%

企業結合日に取得した議決権比率：50%

取得後の議決権比率：100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当行が被取得企業の議決権の過半数を取得するため

2. 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2017年4月1日をみなし取得日としているため、2017年4月1日から2018年3月31日までの業績を含めています。

3. 取得原価の算定等に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価

企業結合前に保有していたひろぎんウツミ屋証券株式会社の企業結合日における時価
5,000百万円

(2) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損

2,123百万円

4. 取得原価の配分に関する事項

(1) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	24, 236百万円
固定資産	611百万円
資産合計	24, 847百万円

流動負債	15, 607百万円
固定負債	43百万円
負債合計	15, 650百万円

(2) 発生した負ののれんの金額及び発生原因

①発生した負ののれんの金額

4, 196百万円

②発生原因

企業結合時の時価純資産額が被取得企業の取得原価を上回ったため

(重要な後発事象)

(連結子会社間の合併)

当行は、2018年4月27日開催の取締役会において、当行の連結子会社であるひろぎんモーゲージサービス株式会社とひろぎんビジネスサポート株式会社との合併について決議いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	ひろぎんモーゲージサービス株式会社
事業の内容	担保不動産の調査・評価業務

被結合企業の名称	ひろぎんビジネスサポート株式会社
事業の内容	連結決算業務、印刷製本業務等

(2) 企業結合日

2018年7月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

ひろぎんモーゲージサービス株式会社を存続会社、ひろぎんビジネスサポート株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ひろぎんビジネスサービス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

業務の効率化及びグループ経営の一層の強化を目的に合併を行うものです。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。